

特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて

特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合について、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む特定建設工事共同企業体は、競争参加資格を認めないこととしておりますが、今般、以下のとおり改正いたします。

これまで・・・

被指名停止会社を含む特定建設工事共同企業体は、競争参加資格を認めないこととしていました。

今後は・・・

入札書の受付を開始する時より前であれば、被指名停止会社を除く特定建設工事共同企業体の構成員（以下「残余の構成員」という。）に対しては、次のとおり取扱います。

- ・被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たな特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を認める
- ・残余の構成員による新たな特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を認める
- ・残余の構成員による単独での競争参加資格の確認の申請を認める

注：新たな特定建設工事共同企業体の認定及び競争参加資格の確認を申請する場合又は単独での競争参加資格の確認の申請を行う場合は、当初の競争参加資格を満たしていることが条件となります。

適用時期

平成26年11月26日から適用します。

その他

- ・総合評価落札方式によらない場合（価格競争）の申請期限は、入札書の受付を開始する日です。
- ・総合評価落札方式による場合の申請期限は、入札説明書をご覧ください。

【組織名称が変わりました】防衛省 整備計画局施設計画課 契約制度企画室 施設契約係
03-3268-3111（内）36444